

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年9月27日（火）17:18～17:33
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団滉志会 社員・理事 |
| 委員 | 本間 正義 | アジア成長研究所特別教授
東京大学名誉教授 |
| 委員 | 安田 洋祐 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|----------------------|
| 稲垣 貴裕 | 法務省出入国在留管理庁政策課政策調整室長 |
|-------|----------------------|

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 山根 英一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 杉山 忠継 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人創業活動支援に関する特例
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
議題といたしましては、「外国人創業活動支援に関する特例」で、出入国在留管理庁に
オンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、出入国在留管理庁から御提出いただいております。公開予定です。本日の議
事についても、公開予定でございます。

本日の進め方ですが、まず、出入国在留管理庁から5分程度で御説明いただき、その後、

委員の皆様方によります質疑応答、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、「外国人創業活動支援に関する特例」に关しますワーキンググループのヒアリングを始めたいと思います。

早速、出入国在留管理庁から御説明をお願いいたします。

○稲垣室長 ありがとうございます。出入国在留管理庁の稲垣と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、先ほど御紹介がありましたとおり、外国人創業活動に関する特例措置で我々が今考えている措置について、御紹介申し上げたいと思います。資料が3枚ほどお手元に行っているかと思ひますので、それに沿って、簡単ではございますが、御説明申し上げたいと思ひます。

まず、1枚目に「外国人創業活動に関する特例について」という資料がございます。右側の緑の枠の部分を見ていただければと思ひますので、現行は、新規で外国から入国してくる場合と国内で留学生が在留資格を変更する場合と2パターンがあります。いずれにしても、右側でございます「経営・管理」といういわゆる経営者としての在留資格の要件を満たすことにある程度の時間がかかるということで、国家戦略特区において認められている創業活動促進事業で最長6か月間、創業活動を行うことができるという特例措置を認めているということでございます。平成27年からこの制度をやらせていただいているところでございます。この左側の真ん中にあります「特例措置」という赤い枠の中について、国家戦略特区の特例のほかに、経済産業省の事業でスタートアップビザという制度がございます。今まで、国家戦略特区の創業活動促進事業と経済産業省の事業は併存しているのですが、それぞれが独立した形で、どちらかを選択する形で御利用いただいております。今回、これを両方使えるようにするというので、右の下側でございますように、経済産業省の事業は最長1年間の在留が認められていますが、同事業活用後に起業に至らなかった場合は、さらにこの黄色い部分で国家戦略特区の創業事業を活用していただひいて、最終的に要件が整えば「経営・管理」の在留資格に在留資格を変更していただひいて、ということができるようにしたいと考えてございます。

これまではなぜこのようなことができない取扱いにしていたかと申しますと、経済産業省の事業は平成30年にできたものですが、元々、平成27年から運用している国家戦略特区の創業活動促進事業は6か月間の在留しか認められないこととなっております。この6か月間だけで全ての要件を満たすことがかなり難しく、もう少し緩和をしてほしいというお話が当時にあったと理解しております。そのような経緯もあって、経済産業省の事業は平成30年から最長1年間と在留期間を延ばした形で特例措置を実施しているということでございます。このように、経済産業省の事業では国家戦略特区以上の緩和をしておりしかも同事業は特区だけではなくて全国で活用できますので、本来は国家戦略特区の創業活動促進

事業の全国展開として実施するということもあり得たのだとは思いますが、色々な事情もあって、こちらが併存するような形になっているものでございます。いずれにしても、そのような趣旨でできた制度ですので、在留期間を1年間に延ばして創業活動の要件が整わなかった場合には、それ以上の在留を認めることは難しいということで、更なる創業事業の活用は想定していなかったところなのですが、今回、緩和措置の新たなものとして、さらに国家戦略特区の創業活動促進事業を使えるようにして、最長で1年6か月の間で創業活動を行っていただくということで、緩和をしようと考えているところでございます。

概要だけになりますが、以上のような形でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

挙手はされていないので、取りあえず私から御質問させていただきます。

今回の緩和措置は、ガイドラインの改定になるかと思うのですが、そのスケジュール感をまずは教えてください。

○稲垣室長 規制改革の閣議決定でも今年度中に見直しをすることにはなっていますので、最低限としては今年度ということにはなるのですが、先ほど中川座長がおっしゃったとおり、ガイドラインの見直し为中心になりますので、なるべく早くやりたいとは思っております。目途としては、年内にできればと考えております。ある程度、細かいところ、例えば、通達の見直しや、現場への周知も必要ですので、多少時間を見なければいけませんけれども、年内目途で措置できればと思っております。

○中川座長 落合委員、お願いします。

○落合委員 今回、見直しを進めていただいております、まずはありがとうございます。

そういった中ですが、元々特区の中ではいくつかスーパーシティの関係でも提案があったように記憶しております。特に500万円の出資金の点、2名以上の常勤職員といった点について、ほかの自治体からも御提案をいただいていたこともありました。500万円を上陸するときに持っていないで、国内で短期間で稼ぐというのなかなか難しいのではないかと話もあったと思います。そういった部分も含めて、スタートアップ、創業支援を行っていくことが政権全体でもかなり重要なアジェンダになってきていると思いますので、また改めて御検討いただくことはできないでしょうか。

○稲垣室長 もちろん検討はしていかなければいけないとは思っていますが、全体的に、500万円の要件は、確かに御意見はあろうかと思うのですが、この経営・管理という在留資格はこれ以外に要件らしい要件が何も無いというところがございます。諸外国の例を見ても、色々な形があり、色々要件を付けているものや、もちろん投資要件等も結構あるのですが大体、500万円よりはもう少し高いところやすごく高いところが多く、国際的に見ても、今の条件が厳しいとは思っていません。むしろ、かなり透明化されて、比較的クリアしやすい要件だとも思っていますので、今、直ちにということでは難しいかとは思いますが、

色々と御意見を伺いながら、今後、考えていきたいとは思っております。

○落合委員 ありがとうございます。

スタートアップの部分は、非常に提案も増えてきているところがございますし、実際に日本の中で外国人の創業活動が進んでいるかということ、必ずしもそこまででもないという状況もあると思います。要件面として、厳しい国と比べると、必ずしも日本が厳しい状況ではないことはおっしゃるとおりの部分もあるかとは思いますが、一方で、創業をどのように増やしていくかを全般的な政策として考えていかないと、日本としてもなかなか成長戦略が見いだせないことがあると思います。この点については、単純に緩和するだけではなく、例えば、自治体等々が色々と支援をするといった何らかの別の要件で代替していくことも含めて、是非また引き続き議論させていただければと思っております。

○稲垣室長 今の関係で言いますと、確かに、既に、おっしゃったような形で、一部自治体が支援して、その部分は、500万円の中に、充当するというか、算入する制度があります。そのような制度もございますので、また色々と諸外国の状況を見ながら、我々としてももちろん継続的に検討は必要かと思っております。

○中川座長 そのほかはいかがでしょうか。それでは、追加的に。

特区で事務所の要件をコワーキングスペースに緩和しているというところがございますけれども、これは運用してみて何の支障もなく運用できています。この特区の制度につきまして、さっきの6か月という部分につきましては既に経済産業省の事業ということで代替措置がありますけれども、コワーキングスペースを認めることについても、実験をしてみて何の支障もなく遂行できていれば全国展開を検討していただくということが共通のルールになっておりますので、それは是非御検討いただけますかということをお尋ねしたいと思っております。

○稲垣室長 御趣旨については、承りました。コワーキングスペースの状況を、今、つぶさに把握しているわけではございませんので、そのあたりも確認しながら、こちらでも何ができるか色々と検討させていただきたいと思っております。

○中川座長 ありがとうございます。委員の先生方から、ほかにもございますでしょうか。

ございませんでしたら、出入国在留管理庁のほうで非常に前向きに御検討いただいているという姿勢は伝わってきていると思います。ただ、落合委員からもありましたように、総理の発言もありまして、スタートアップについてはできるだけ政府として支援をしていく姿勢は大切にしていきたいと思っております。いくつか更なる検討をお願いしておりますけれども、内閣府の事務局と連携する形で検討を進めていただければと思っております。

もし皆様方から特になければ、このヒアリングを終わりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。これもちまして、ヒアリングを終わりたいと思っております。